

2024年2月8日  
日本銀行決済機構局

## 第2回CBDCフォーラム全体会合の議事概要

### 1. 開催要領

(日時) 2024年1月11日(木) 14時00分～15時30分

2024年1月12日(金) 14時00分～15時10分

(形式) Web会議形式

(参加者) 別紙のとおり

### 2. 日本銀行からの説明等

- 事務局から、パイロット実験の進捗状況、各WGにおける検討状況、および海外動向について説明<sup>1</sup>を実施。その後、質疑応答を行った。

### 3. 主な質疑等

(参加者) 一般利用型CBDCを既に発行している国において、CBDCの流通高が低い水準にとどまっているという指摘がある。仮にCBDCを導入するとなった際に、CBDCの利用をどのように促進していくのか、海外事例があれば共有いただきたい。

(事務局) CBDCを導入した国における利用促進の取り組みとして、バハマなどの例をみると、CBDCの周知を目的としたイベントを行い、SNS等を用いてその様子を発信している。そもそもCBDCを当初から急速に普及させるような導入方法が望ましいのかという考慮要素もあるが、いずれにせよ、各国の事例から学んでいきたいと考えている。

(参加者) 各国の情報を見ていると、ホールセールに注目が集まりつつあると感

---

<sup>1</sup> [https://www.boj.or.jp/paym/digital/d\\_forum/dfo240111a.pdf](https://www.boj.or.jp/paym/digital/d_forum/dfo240111a.pdf) 参照

じている。今後の日本での検討において、ホールセールは検討対象になりうるのか。

(事務局)「ホールセール」の定義は話者により異なり、多義的に用いられるが、仮に金融機関同士の資金決済という意味と捉えるならば、本パイロット実験での検討対象とは異なる。一方で、これまで日本銀行は、例えばECBと共同で実施したプロジェクト・ステラにおいて、ホールセールも含めた研究を行ってきた。また、クロスボーダー決済に関する取り組みについても、継続的に関わっている。CBDC以外も含めた様々なアプローチを視野に入れつつ、今後もホールセール決済の改善に向けた国際的な議論に参画していく所存である。

(参加者) デジタルユーロの調査フェーズ報告書に関して、法人の保有上限額はゼロであるという説明があったが、これはどういった意味と理解すればよいか。法人はデジタルユーロを利用できないということか。

(事務局) 推測も混じるが、法人の保有上限額がゼロであるというのは、法人はデジタルユーロを利用することが一切できないという意味ではなく、価値の保蔵手段として保有することが制限されるという意味とも読める。「ウォーターフォールとリバースウォーターフォールの機能により、利便性を確保」と説明したとおり、法人がCBDCを受け取った場合には自動的に銀行預金に交換され、反対に、法人がCBDCで支払う場合には預金から自動的にCBDCに交換されて支払われるとされているので、法人についても、支払手段としてのCBDCの利用に関しては、少なくとも完全には排除されないものと認識している。

(参加者) デジタルユーロの法的性質については独自類型の財産権であるとのECBの意見に関する説明があったが、これはどういった意味と理解すればよいか。また、日本においては、どういった整理になるのか。

(事務局) ECB自身から説明がされていないため、あくまで推測に過ぎないが、例えば、デジタルユーロの私法上の性質について、銀行預金やステーブルコイン、暗号資産といった、既存のデジタルなマネーやマネーらしきものとは異なる独自の類型として捉える、といった意味と解し得るのではないか。また、この点は法体系にもよるが、現金とは異なり無体物であるCBDC

を物権的に捉えることの難しさ、あるいは、債権的に捉えたとしても、中央銀行の負債でありながら、中央銀行に対する何らかの請求権を意味するものではない、といった難しさがあるため、こうした整理に至った、とも解し得るのではないか。

なお、日本におけるCBDCの私法上の性質については、特段決まっていないものと認識している。

(参加者) CBDCに関しては、既存の民間決済システムとの共存や連携が重要であると考えている。デジタルユーロの報告書の中で、こういった観点での記載が見受けられなかったと感じたが、どのように考えればよいか。

(事務局) 資料 26 ページの「他の決済手段との関係」の中で記載しているとおり、デジタルユーロは現金や他の電子的支払手段と共存するというのが基本的な考え方であると理解している。

(参加者) CBDCフォーラムへの参加にあたっての応募書式に記載の「議論・検討テーマ」は、それぞれどのWGで検討するのか。

(事務局) WG 1 の第 1 回会合資料<sup>2</sup>における 19 ページにて公表している。なお、本枠組みは、内外の情勢や議論の進捗に応じて、随時変更や見直しを行っていくものであり、あくまでも現時点の案としてご理解いただきたい。

以 上

---

<sup>2</sup> [https://www.boj.or.jp/paym/digital/d\\_forum/dfo230920b.pdf](https://www.boj.or.jp/paym/digital/d_forum/dfo230920b.pdf) 参照

## 第2回CBDCフォーラム全体会合参加者

(参加者) ※五十音順・アルファベット順

株式会社イオン銀行	日立チャンネルソリューションズ株式会社
株式会社インフィュリオン	フェリカネットワークス株式会社
キャナルペイメントサービス株式会社	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
コインチェック株式会社	株式会社マネーフォワード
株式会社ことら	株式会社みずほ銀行
株式会社ジェーシービー	三井住友海上火災保険株式会社
株式会社静岡銀行	株式会社三井住友銀行
株式会社常陽銀行	三井住友信託銀行株式会社
一般社団法人しんきん共同センター	株式会社三菱UFJ銀行
株式会社しんきん情報システムセンター	株式会社メルペイ
セコム株式会社	株式会社ゆうちょ銀行
株式会社セブン銀行	株式会社横浜銀行
一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク	楽天ペイメント株式会社
ソニー株式会社	株式会社りそなホールディングス
ソフトバンク株式会社	株式会社ローソン
ソラミツ株式会社	株式会社ローソン銀行
大日本印刷株式会社	auペイメント株式会社
大和証券株式会社	BIPROGY株式会社
株式会社大和総研	株式会社BOOSTRY
株式会社千葉銀行	株式会社Datachain
東京海上日動火災保険株式会社	株式会社JPX総研
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	NRIセキュアテクノロジーズ株式会社
株式会社トレードワルツ	株式会社NTTデータ
日本電気株式会社	株式会社NTTデータフィナンシャルテクノロジー
日本アイ・ビー・エム株式会社	株式会社NTTドコモ
株式会社日本証券クリアリング機構	PayPay株式会社
日本マイクロソフト株式会社	Ridgelinez株式会社
野村証券株式会社	SBI R3 Japan株式会社
株式会社野村総合研究所	株式会社Startale Labs Japan
パナソニックコネクト株式会社	TIS株式会社
東日本旅客鉄道株式会社	TOPPANエッジ株式会社
株式会社日立ソリューションズ	

(事務局)

日本銀行